

確認済証等の偽造に御注意ください

建築主は、一定の建築物の新築や増築、大規模の修繕・模様替え等をする場合、工事着手前にその工事の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認申請書を提出し、建築主事（県や宮崎市、都城市、延岡市、日向市）や民間機関（指定確認検査機関）の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなりません。また、これらの工事が完了した時は、建築主事や民間機関に完了検査を申請し、検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

県内で発生した確認済証の偽造事案や他県での発生を踏まえ、こうした不正行為を防止するため、関係者のみなさまにおかれましては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

建築主の方へ

- 工事着手前に確認済証の原本と確認申請書の副本を確認しましょう。
- 工事完了後は、検査済証の原本を確認しましょう。

いずれも最終的に建築主が保管する書類です。

建築士・建築士事務所の方へ

- 確認済証や検査済証の交付を受けた場合、建築主に原本をお渡ししましょう。
- 設計業務を行っていない物件の工事監理を行う場合、工事着手前に確認済証の偽造がないことを確認しましょう。
- 建築士事務所の開設者や管理建築士は、確認済証偽造等の不正行為が起らないよう所属建築士の意識啓発等に努めましょう。

工事施工者の方へ

- 建築主から工事等の依頼を受けた場合、確認済証の交付を受けた後でなければ工事ができないことを建築主の方へ説明しましょう。
- 工事着手前に、建築士等に確認済証の提示を求め、偽造がないことを確認した上で、工事現場の見やすい場所に「建築基準法による確認済」の看板を設置しましょう。

県及び宮崎市・都城市・延岡市・日向市は、所管する区域において交付する建築基準法に基づく「確認済証」、「検査済証」に偽造防止用紙を使用しています。

【確認済証偽造の例】

- 過去の確認済証をベースに建築場所等を切り貼りして複写
- 過去の確認済証をスキャンしてパソコンに取り込み建築場所等を記入後、改ざん行為が分かりにくいよう解像度を粗くして印刷
- 確認済証の交付を受けていないにもかかわらず、工事現場において虚偽の確認番号を表示

確認済証や検査済証などに疑義が生じたときは、次の問い合わせ先または発行元の指定確認検査機関に御連絡ください。

建築等の場所		お問い合わせ先	電話番号
県 所 管	西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、椎葉村大河内	宮崎土木事務所建築課	0985-26-7287
	日南市、串間市	日南土木事務所総務課建築担当	0987-23-4662
	小林市、えびの市、三股町、高原町	小林土木事務所総務課建築担当	0984-23-5179
	門川町、諸塚村、椎葉村（大河内除く）、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	日向土木事務所総務課建築担当	0982-52-0309
宮崎市	宮崎市都市整備部建築行政課	0985-21-1813	
都城市	都城市土木部建築対策課	0986-23-2584	
延岡市	延岡市都市建設部建築指導課	0982-22-7034	
日向市	日向市建設部建築住宅課	0982-66-1032	